

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第千二百二十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇ 告 示

目 次

- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 米穀小売業の許可に係る市町村の区域を超える区域の決定（農蚕園芸課）
- 米穀小売業の許可を制限する区域の指定（〃）
- 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（〃）
- 土地改良事業の認可（二件）（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 保安林の指定予定（造林課）
- 保安林の指定の解除予定（六件）（〃）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（〃）
- 都市計画事業の認可（都市計画課）
- 建築基準法による聴聞（建築課）
- 収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記 号 等	類 別 表示された発 行所名
		題 名	号 数		
3194	雑誌その他 の刊行物	いじめないで Romance したい	JL ー ツ D	リス出版	
3195	〃	いんらんとり 誘われたいの	JL ー ツ C	リス出版	
3196	〃	THE ラブジャース	LJ ー 1 ー J	リス出版	
3197	〃	BANANA PRESS	B P ー 1 2 ー H	リス出版	
3198	〃	股奴縁無情 放課後の夢	JK ー チ J	リス出版	
3199	〃	少女白書 少女白書 艶穴指澤	SH ー 1 ー J	（株）コスモデザイン	
3200	〃	激暴 瑠璃色淑女	JL ー ツ A	Do 企画	

3201	"	ナイト・エンジェル	NA—J	Do 企画
3202	"	秘恋いじり 誘惑されてもかまわない	JL—ツB	Do 企画
3203	"	ピチヨピチヨもってッ！ 桃色吐息	JK—チC	Do 企画
3204	"	Milky	MK—H 12—	Do 企画
3205	"	MESSAGE	ME— 1—4	Do 企画
3206	"	メロン通信 6月号	雑誌コー F11866 03—6	コハルト社
3207	"	美少女宣言 ●岡本沙弥の●基礎知識	雑誌コー F0287 70—7	コハルト社
3208	"	アップル通信 7月増刊号 ベストピチネ	雑誌 0156 0—7	三和出版株式会社
3209	"	セクシーアクション 8月号	雑誌 0551 9—8	株式会社サン出版
3210	"	GalsAction 9月号	雑誌 0258 3—9	考友社出版株式会社
3211	"	美少女CLUB 9月号	雑誌 0763 5—9	株式会社サン出版
3212	"	GalsAction 9月増刊号 おたのしみ 生職 女子高生	雑誌 0258 4—9	考友社出版株式会社
3213	"	あこがれ女高生B組 12月号	雑誌 1766 5—12	考友社出版株式会社
3214	"	ザ・真マジン 12月号	雑誌コー F041 99—12	コハルト社
3215	"	アップル通信 12月号	雑誌 0155 9—12	三和出版株式会社
3216	"	オレソング通信 12月号	雑誌コー F021 89—12	株式会社東京三世

3217	"	ピチオフラッシュ 12月号	雑誌コー F133 79—12	株式会社良速書房
3218	"	MADONNA HOUSE 12月号	雑誌 0835 7—12	若生出版株式会社
3219	"	ザ・トップMAGAZINE 12月号増刊 放課後クラブ	雑誌 1400 8—12	株式会社大里出版

鳥取県告示第千二百二十一号

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五条の九第二項の規定に基づき、米穀の小売の業務の許可に係る区域について次のとおり市町村の区域を超える区域を定めたので、同令第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 鳥取市及び国府町の区域
- 二 米子市、日吉津村及び淀江町の区域

鳥取県告示第千二百二十二号

米穀の小売の業務の許可に係る食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第五条の十二第四項第二号イ及びロに規定する区域を指定したので、同令第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定をした区域及び当該区域における許可定数

1 営業所に係る許可

指定をした区域 許可定数

一 気高町の区域

一 鹿野町の区域

一 北条町の区域

一 西伯町の区域

一 溝口町の区域

2 特定営業所又は販売所に係る許可

指定をした区域

鳥取市及び国府町の区域

米子市、日吉津村及び淀江町の区域

二 許可を行う日

昭和六十四年一月二十日

三 許可の申請に係る期間

昭和六十三年十二月六日から同月十五日まで

四 買受け登録の予約に係る期間

昭和六十三年十一月三十日から同年十二月五日まで

鳥取県告示第千二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の名及び住所

理事 中 村 隆 春 鳥取市倭文四〇八一三

昭和六十一年二月八日退任

理事 沢 田 直 行 鳥取市西品治一八二一八

昭和六十二年十一月二十二日退任

就任した役員の名及び住所

理事 山 岡 義 男 鳥取市倭文四二〇

昭和六十二年三月十八日就任 任期昭和六十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第千二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の名及び住所

理事 岸 森 恒 夫 八頭郡用瀬町大字家奥一〇四

昭和六十三年十一月十二日退任

鳥取県告示第千二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市谷二七九長柄正一ほか二十四人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業湯谷地区区画整理）を昭和六十三年十一月二十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）洞地区農道整備）を昭和六十三年十一月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百二十七号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）国坂地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月三十日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字安井宿字廣谷一二二七、一二一七の一、一二二一の一から一二二一の三まで、一二二二の一から一二二二の三まで、一二二三の一、一二二三の二（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字安井宿字廣谷一二二三の三（次の図に示す部分に限る。）、一二二三の四から一二二三の七まで、字平木一二二四、一二二四の一、一二二四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小谷一二二六、一二二六の一、一二二六の二、一二二七から一二二九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一

一二三〇、一二三一、字穴小谷一二三二、一二三三、一二三四の一から一二三四の三まで、一二三九、一二四二、字汁谷一二四五、字白石一二四六から一二五三まで、一二五六、一二五七の一、一二五七の二、一二五八から一二六〇まで、字粟ヶ谷一二六二、一二六三、一二六四の一、一二六四の四、一二六六の一、一二六六の二、一二六七の一、字芦谷一二六九、一二七二、一二七三、一二七七、字片山一二七八、一二八〇から一二八二まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町霞字炭ヶ塔二二二の一七（次の図に示す部分に限る。）
二二二の四九、二二二の五〇、二二二の五三、二二二の五四、二二二の
五七、二二二の五八、丸山字桜子奥三・字大林山一二八四の四（以上二
筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字眷米字水ノ仙（国有林。次の図に示す部分に限る。）
字瀧谷坂六二六の一（次の図に示す部分に限る。）、大字茗荷谷字尾出
見（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福塚字大林七〇五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字岨ノ前三〇五六・三〇五七・字泓田三〇五八・
坂ノ下三〇六〇(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字会下山二三〇一の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

無線施設用地とするため

鳥取県告示第千百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字大ソバ六三七の一（次の図に示す部分に限る。）、六三七の四、字ブドウ瀧六三九の一（次の図に示す部分に限る。）、六三九の二、字小ソバ尻六四〇・六四〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六四三、字小ソバ谷六四四の一（次の図に示す部分に限る。）、六四四の二から六四四の四まで、字馬ノ瀬平ラ六四六の一（次の図に示す部分に限る。）、六四六の二、六四八、六四九・字源右衛門草里六五七・字中後口六七三から六七五まで・六八〇・字下後口六八一・字下モ後口六八二・六八三・六九〇（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、六九一の一、六九一の三、六九三、六九四の一、六九四の二、六九五、字一ノ貝六九六の三、七〇五の二、七〇五の四、字山ノ神廻り七一二の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、七〇六の一三から七〇六の一六まで、七一一の三、七一二の五、七一一の二、七一一の二、七一九の二、字三井平ラ七二二の二、七二二の三、字木戸ヶ谷七三五の二から七三五の四まで、字屋敷ノ谷七三七の二から七三七の四まで、七三八の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千百三十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字俵原字小畑谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・九号日吉津陰田線

三 事業施行期間

昭和六十三年十一月二十九日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市祇園町二丁目及び陰田町地内
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第千三百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

昭和六十三年十二月二日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁本庁舎第五会議室（地階）

二 事業の内容

建築基準法第四十八条第二項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市長 西尾 優

2 建築物の位置

鳥取市湖山町北六丁目三三〇―三〇

3 建築物の用途

工場（学校給食センター）

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄骨造平家建

6 建築物の面積

建築面積 七九五・九九平方メートル
延べ面積 六九一・四〇平方メートル

鳥取県告示第千百三十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和六十三年十一月二十二日	四六〇	米子市皆生一六二〇―五	株式会社山陰合同銀行福生支店	米子市皆生一六二〇―五株式会社山陰合同銀行福生支店
昭和六十三年十一月二十八日	四六一	西伯郡大山町所子五二一	株式会社山陰合同銀行大山支店	西伯郡大山町所子五二一株式会社山陰合同銀行大山支店

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】